

# 平成30年度 富里市国民健康保険特別会計予算(案)の概要 (歳出)

歳出科目	概要	30年度当初	29年度当初	増減	対前年比				
<b>1 総務費</b>	<b>国保事業を行う上で、必要な事務的経費等</b>	<b>40,943</b>	<b>60,824</b>	<b>▲19,881</b>	<b>▲32.7</b>				
(一般管理費)	一般事務経費, 資格管理・給付管理の電算処理経費	18,825	34,311	▲15,486	▲45.1				
(連合会負担金)	千葉県国民健康保険団体連合会(レセプト審査等を実施する機関)等に支払う負担金	2,184	2,223	▲39	▲1.8				
(医療費適正化特別対策費)	医療費適正化を図るためレセプト点検, 医療費通知, 第三者行為の求償を行う	3,686	3,848	▲162	▲4.2				
(賦課徴収費)	保険税の賦課徴収事業に係る電算委託料, 消耗品費, 郵送料, 口座振替関係経費等	15,738	19,864	▲4,126	▲20.8				
(運営協議会費)	富里市国民健康保険運営協議会の開催に要する経費	316	401	▲85	▲21.2				
(趣旨普及費)	国民健康保険制度の趣旨普及に要するパンフレット購入費	194	177	17	9.6				
<b>2 保険給付費</b>	<b>被保険者の傷病等に対する診療費の給付及び給付金の支給等</b> ※H23からH28の被保険者数は各年度の事業月報における平均被保険者を, H23からH29.9までの保険給付費は各年度の特会の執行状況及び決算数値より試算	<b>4,344,655</b>	<b>4,327,930</b>	<b>16,725</b>	<b>0.4</b>				
	保険給付費の概要	年度	被保険者数	給付額(円)	一人当たり給付額(円)				
(一般被保険者療養給付費)	疾病, 負傷に対し療養の給付を受けた場合, 保険医療機関, 薬局へ支払う保険者負担の費用。(いわゆる7割・8割負担の分)	H28	16,168	3,510,513,166	217,127	3,651,800	3,662,900	▲11,100	▲0.3
		H29	15,628	3,560,110,749	227,803				
		H30	15,267	3,651,759,531	239,193				
(退職被保険者療養給付費)	疾病, 負傷に対し療養の給付を受けた場合, 保険医療機関, 薬局へ支払う保険者負担の費用(いわゆる7割・8割負担の分)	H28	376	95,676,606	254,459	32,280	83,550	▲51,270	▲61.4
		H29	197	53,518,628	271,668				
		H30	110	32,274,220	293,402				
(一般被保険者療養費)	治療用装具の購入その他やむを得ない理由により自費で負担したものや, 柔道整復, あんま, マッサージ, はり, 灸の費用について保険者負担相当分の費用を後日払い戻すもの	H28	16,168	42,460,490	2,626	42,140	42,520	▲380	▲0.9
		H29	15,628	41,869,067	2,679				
		H30	15,267	42,136,920	2,760				
(退職被保険者療養費)	治療用装具の購入その他やむを得ない理由により自費で負担したものや, 柔道整復, あんま, マッサージ, はり, 灸の費用について保険者負担相当分の費用を後日払い戻すもの	H28	376	952,140	2,532	280	750	▲470	▲62.7
		H29	197	339,142	1,722				
		H30	110	278,520	2,532				
(審査支払手数料)	療養取扱機関から提出された診療報酬の請求内容審査と医療費の支払いについては, 国保連合会が行っており, その診療報酬明細等の審査等に係る手数料費			療養給付費審査支払手数料 222,300件 38円/件 療養費(一般)審査支払手数料 700件 36円/件 療養費(柔整)審査支払手数料 5,542件 58円/件		8,795	9,690	▲895	▲9.2
(一般被保険者高額療養費)	同じ人が同じ月内に同じ医療機関で限度額を超えて一部負担金を支払ったときに, その超えた分の一部負担金相当分を後日払い戻すもの	H28		492,646,085	30,470	557,920	471,900	86,020	18.2
		H29		509,933,228	32,629				
		H30		557,917,248	36,544				
(退職被保険者高額療養費)	同じ人が同じ月内に同じ医療機関で限度額を超えて一部負担金を支払ったときに, その超えた分の一部負担金相当分を後日払い戻すもの	H28		14,315,928	38,074	6,730	10,650	▲3,920	▲36.8
		H29		10,650,654	54,064				
		H30		6,720,230	61,093				
(一般被保険者高額介護合算療養費)	医療保険と介護保険の両方の自己負担額を合算し年間の限度額を超えた場合, その超えた分の自己負担相当分を後日払い戻すもの					250	250	0	0.0
(退職被保険者高額介護合算療養費)	医療保険と介護保険の両方の自己負担額を合算し年間の限度額を超えた場合, その超えた分の自己負担相当分を後日払い戻すもの					50	50	0	0.0

歳出科目	概要						30年度当初	29年度当初	増減	対前年比			
(一般被保険者移送費)	災害現場や離島などからやむを得ず重病人を移送する場合の保険者負担相当分を後日払い戻すもの						200	200	0	0.0			
(退職被保険者移送費)	災害現場や離島などからやむを得ず重病人を移送する場合の保険者負担相当分を後日払い戻すもの						50	50	0	0.0			
(出産育児一時金)	国保被保険者が出産したときに、世帯主に対して出産育児一時金(42万円・子供1人につき)を支給するもの						38,640	39,900	▲1,260	▲3.2			
(出産育児・支払手数料)	保険者が直接支払制度を利用して出産した場合、国保連合会に手数料を支払うもの						20	20	0	0.0			
(葬祭費)	国保被保険者が死亡したときに、葬祭を行った者に対して葬祭費(5万円)を支給するもの						5,500	5,500	0	0.0			
<b>3 国民健康保険事業納付金</b>	<b>千葉県に納める国民健康保険事業費納付金</b>						<b>1,769,949</b>	<b>0</b>	<b>1,769,949</b>	<b>皆増</b>			
	千葉県が広域化に伴い試算された額を計上しています。なお、千葉県では、千葉県で必要となる医療給付費等を県内市町村の医療費水準、所得シェア、人口シェアをもとに、各市町村に対し割り当てています。												
	所得シェア			人口シェア			年齢調整後医療費指数						
	富里市	千葉県	県内順位	富里市	千葉県	県内順位	富里市	千葉県	県内順位				
(一般被保険者療養給付費分)	0.0099195250772	1.0000000000000	28/54	0.010632495	1.0000000000	27/54	0.8901990566112	0.9137319325501	45/54	1,117,099	0	1,117,099	皆増
(退職被保険者療養給付費分)										4,511	0	4,511	皆増
(一般被保険者高齢者支援金等分)										472,779	0	472,779	皆増
(退職被保険者高齢者支援金等分)										1,509	0	1,509	皆増
(介護納付金分)										174,051	0	174,051	皆増
<b>4 共同事業拠出金</b>	<b>各市町村で同一事務処理を千葉県国保連合会において実施するための経費の拠出</b>						<b>2</b>	<b>2</b>	<b>0</b>	<b>0.0</b>			
(その他共同事業拠出金)	千葉県国保連合会が保険者における退職者医療制度への加入者を把握する資料として、年金受給者一覧表の作成・送付を行うための拠出金						2	2	0	0.0			
<b>5 保健事業費</b>	<b>生活習慣病を中心とした疾病予防と、医療費の伸びを抑制することを目的に実施する事業費</b>						<b>40,340</b>	<b>41,559</b>	<b>▲1,219</b>	<b>▲2.9</b>			
(特定健康診査等事業費)	平成20年度から実施された特定健康診査及び特定保健指導のための事業費						34,053	32,741	1,312	4.0			
(保健事業費/ドック・生活習慣病予防)	40歳以上の被保険者に対し、健康の維持増進のため、人間ドック・脳ドックの助成を行う事業、および、健康の維持増進のため健康教育を行う事業に要する経費						6,287	8,818	▲2,531	▲28.7			
<b>6 基金積立金</b>	<b>国民健康保険準備基金への積立金</b>						<b>71,962</b>	<b>1</b>	<b>71,961</b>	<b>7,196,100.0</b>			
<b>7 公債費</b>	<b>現金が不足した場合、一時的に金融機関から借入れを行った場合の利子相当分</b>						<b>74</b>	<b>74</b>	<b>0</b>	<b>0.0</b>			
<b>8 諸支出金</b>	<b>過年度の国保税に還付が生じた場合の還付金や、国・県の支出金の精算の結果、還付が発生する場合の償還金</b>						<b>7,304</b>	<b>7,304</b>	<b>0</b>	<b>0.0</b>			
<b>9 予備費</b>	<b>予算に不足を生じ、かつ緊急に支出する必要が生じたものに充当</b>						<b>10,000</b>	<b>20,000</b>	<b>▲10,000</b>	<b>▲50.0</b>			
<b>歳出合計</b>							<b>6,285,229</b>	<b>7,451,806</b>	<b>▲1,166,577</b>	<b>▲15.7</b>			